

原議保存期間	1年(令和8年3月31日まで)
有効期間	二種(令和8年3月31日まで)

警視庁刑事部長
 警視庁組織犯罪対策部長
 各道府県警察本部長
 各方面本部長
 (参考送付先)
 各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁組二発第343号
 令和6年10月1日
 警察庁刑事局組織犯罪対策部
 組織犯罪対策第二課長

SNS型投資・ロマンス詐欺等に利用されたFacebook・Instagramのアカウントに関するMe t a社への情報提供について(通達)

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害については、令和5年下半期以降被害が急増し、同年中の被害額は約450億円を上回り、本年に入ってから依然として増加傾向にあるなど、極めて憂慮すべき状況にある。

これらの詐欺において、被疑者との当初の接触ツールの約5割をソーシャル・ネットワーキング・サービスのFacebook及びInstagram(以下「Facebook等」という。)が占めているなどFacebook等が悪用されている実態が認められる。この種事犯による被害の更なる拡大を防止するためには、警察が認知した、被疑者が犯行に利用していると認められるアカウント(以下「犯行利用アカウント」という。)について、迅速にFacebook等を運営するMeta Platforms, Inc.(以下「Me t a社」という。)に情報提供を行い、Me t a社における削除措置を促す必要がある。

このような現状を踏まえ、このたび、警察からMe t a社に対して犯行利用アカウントの情報提供(以下「削除依頼」という。)を行うための要領について、Me t a社と下記のとおり合意に至った。各位にあっては、要領に則り犯行利用アカウントの積極的な削除依頼を推進するとともに、本件枠組みを適正に活用し対応に誤りのないようになされたい。

記

1 犯行利用アカウントの削除依頼の趣旨

本取組は、警察において、偽広告の掲載やダイレクトメッセージ機能の使用などFacebook等が犯行手段として利用されたSNS型投資・ロマンス詐欺及び特殊詐欺事案(以下「対象事案」という。)を認知した場合に、当該犯行利用アカウントに関連する情報(以下「犯行利用アカウント関連情報」という。)を警察からMe t a社に提供し、当該犯行利用アカウントの迅速な削除を依頼するものである。

2 削除の依頼の対象となる犯行利用アカウントについて

Me t a社に削除を依頼する犯行利用アカウントについては、対象事案の被疑者が利用していると認められるアカウントとする。

3 都道府県警察及び警察庁における対応

(1) 被害申告・相談受理時の対応

都道府県警察の警察署や警察本部(以下「警察署等」という。)において、被害者や相談者(以下「被害者等」という。)から対象事案の被害申告や相談を受けた場合は、

同人に、犯行利用アカウント関連情報を警察からM e t a 社へ提供することについて理解と協力を求めること。

(2) 犯行利用アカウントの削除依頼の手続き

ア 警察署等においては、犯行利用アカウントのU R L 等別添様式に定められた必要事項を被害者等の端末から確認すること。

イ 警察署等においては、別添様式に必要事項を入力した上、自都道府県警察本部の担当所属（以下「本部担当所属」という。）に速やかに送付すること。

ウ 本部担当所属においては、各警察署等から送付された別添様式の内容を確認して1日ごとに集約し、翌勤務日の執務時間内に警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課ツール対策係（以下「警察庁ツール対策係」という。）に送付すること。ただし、捜査に支障を来すなどの場合については、捜査の進捗状況も踏まえて適切な時期に警察庁ツール対策係に送付することとして差し支えない。

エ 警察庁ツール対策係においては、都道府県警察本部から送付された別添様式の情報を速やかにM e t a 社へ送信し、犯行利用アカウントの削除等について依頼するものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 削除等の措置主体

警察からの削除依頼に基づき、どのような対応を執るか最終的に判断を行うのはM e t a 社である。警察から削除依頼を行った場合であっても、削除措置が執られない場合も想定されるため、削除依頼を行えば、対象となる犯行利用アカウントが確実に削除されるかのような誤解を被害者等に与えないよう、説明の際には注意すること。

(2) 犯行利用アカウントの特定

警察署等においては、犯行利用アカウントの特定に当たっては、犯罪とは関係のないアカウントについて削除依頼をしないよう、被害者等からの聴取内容と客観資料とを突合するなどして適正に判断するほか、別添様式に必要事項を入力する際には複数人で記載内容を確認するなどして誤記等のないよう十分注意すること。また、本部担当所属については、警察署等から送付された情報を集約する際、正しく情報が入力されているかを確認するとともに、誤記等を認めた場合は当該警察署等に適切に指導すること。

(3) 誤依頼への対応

削除依頼した犯行利用アカウントについて、事後の捜査で犯行利用アカウントではないと判明した場合には、本部担当所属から直ちに警察庁ツール対策係に報告すること。

別添

都道府県	
担当者名	
作成日（警察庁への送信日）	

犯行利用アカウント関連情報				認知関係		
No.	種別	広告、DMの別	プロフィールURL	類型	所属	認知日
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						